

平成 13 年度 社会保障費 ——解説と分析——

国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部

2003 年(平成 15 年)12 月 2 日「平成 13 年度社会保障給付費」を公表した¹⁾。研究所のホームページ(<http://www.ipss.go.jp>)で、配布資料全ページを公開している。

第 1 部 解 説 編

I 平成 13 年度社会保障給付費の概要

- 1 平成 13 年度の社会保障給付費は 81 兆 4,007 億円となり、集計開始以来はじめて 80 兆円を超えた。対前年度増額は 3 兆 2,735 億円、伸び率は 4.2% で前年度並だった。
- 2 社会保障費の対国民所得比は 22.00% となり、集計開始以来最高を記録した。これは社会保障給付費が増加している一方で、国民所得の対前

- 年度伸び率が△ 2.7%²⁾ と下落したことによる。
- 3 国民 1 人当たりの社会保障給付費は 63 万 9,500 円で、対前年度伸び率は 3.9% と前年度並となっている。
 - 4 社会保障給付費を「医療」、「年金」、「福祉その他」に分類して部門別にみると、「医療」が 26 兆 6,415 億円で総額に占める割合は 32.7%，「年金」が 42 兆 5,714 億円で総額に占める割合は 52.3%，「福祉その他」が 12 兆 1,878 億円で 15.0% である。
 - 5 「医療」の対前年度伸び率は 2.4% である。平成 12 年度は、介護保険施行で高齢者医療費

表 1 部門別社会保障給付費

社会保障給付費	平成 12 年度	平成 13 年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 781,272 (100.0)	億円 814,007 (100.0)	億円 32,735	% 4.2
医療	260,062 (33.3)	266,415 (32.7)	6,353	2.4
年金	412,012 (52.7)	425,714 (52.3)	13,702	3.3
福祉その他	109,198 (14.0)	121,878 (15.0)	12,680	11.6
介護対策(再掲)	32,635 (4.2)	41,462 (5.1)	8,827	27.0

注) 括弧内は構成割合(%)、公表資料の表 1 に該当。

が福祉その他へ組み替えられた結果、対前年度伸び率が△1.5%とマイナスであったが、平成13年度では費用組み替えの影響が無くなり増加に転じている。

- 6 「年金」の対前年度伸び率は3.3%である。平成12年度の3.2%に比べると少し大きくなっているが、平成12年度同様に物価スライドがなかったことが反映して、昭和40年度(独立の部門として集計を開始)以来2番目に低い伸び率にとどまっている。
- 7 生活保護、児童手当、失業給付、社会福祉費等からなる「福祉その他」の対前年度伸び率は11.6%である。平成12年度の25.0%には及ばないが、再掲している「介護対策」が27.0%の伸びとなっていること等を受けて、かなり大きな伸び率となっている。
- 8 表2のように機能別にみると、最も大きいの

は老齢年金や老人福祉サービス給付費などからなる「高齢」であり38兆9,509億円、総額に占める割合は47.9%である。2番目に大きいのは医療保険や老人保健などの医療給付などからなる「保健医療」であり26兆2,085億円、総額に占める割合は32.2%で、これら上位2機能分類で、総額の80.0%を占めている。

- 9 額としては小さく全体の伸びへの影響は小さいものの、対前年度伸び率では「家族」のが12.0%と最も高い。「家族」には、子供その他の被扶養者がいる家族(世帯)を支援するため提供される給付が計上されている。

II 平成13年度社会保障財源の概要

公表資料では、第10表及び第11表で財源の推移を示した。前者は第18次ILO集計までの調査

表2 機能別社会保障給付費

社会保障給付費	平成12年度	平成13年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 781,272 (100.0)	億円 814,007 (100.0)	億円 32,735	% 4.2
高齢	368,270 (47.1)	389,509 (47.9)	21,239	5.8
遺族	58,747 (7.5)	60,057 (7.4)	1,309	2.2
障害	18,747 (2.4)	19,051 (2.3)	304	1.6
労働災害	10,377 (1.3)	10,346 (1.3)	△31	△0.3
保健医療	256,408 (32.8)	262,085 (32.2)	5,677	2.2
家族	22,826 (2.9)	25,559 (3.1)	2,733	12.0
失業	26,271 (3.4)	26,524 (3.3)	254	1.0
住宅	1,986 (0.3)	2,201 (0.3)	214	10.8
生活保護その他	17,641 (2.3)	18,676 (2.3)	1,035	5.9

注) 括弧内は構成割合(%)、公表資料の表4に該当。

票に、後者は第19次の調査票に基づいて集計された。

1 平成13年度の社会保障収入総額は90兆3,902億円で、対前年度伸び率が0.3%である。

注) 収入総額とは、社会保障給付費の財源に加えて、積立金への繰入・管理費及び給付外の施設整備費の財源も含む。

2 大項目では「社会保険料」が56兆1,257億円で、収入総額の62.1%を占める。次に「税」が26兆6,922億円で、収入総額の29.5%を占める。

3 収入総額の伸びを見ると、「社会保険料」及び「税」については増加しているが、「資産収入」の減少が大きい。

第2部 分析編

今回は、介護保険制度に関する状況について細かく分析した。

1 給付費データにおける介護保険制度の歳入と歳出の構造

平成13年度は介護保険制度が導入されてから2年目となるが、この間の実績を図1に示す。

図1で見るよう、歳入・歳出ともに初年度に比べ約9,000億円増加している。この規模拡大傾向は、福祉関係の給付費の伸びに大きく寄与しており、例えば「福祉その他」の対前年比11.6%の伸びのうち「介護保険における現物給付」の伸びが7割近くを占めている。

表3 項目別社会保障財源

	平成12年度	平成13年度	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 901,562 (100.0)	億円 903,902 (100.0)	億円 2,340	% 0.26
I 社会保険料	549,694 (61.0)	561,257 (62.1)	11,563	2.10
事業主拠出	283,106 (31.4)	286,537 (31.7)	3,431	1.21
被保険者拠出	266,589 (29.6)	274,720 (30.4)	8,132	3.05
II 税	252,184 (28.0)	266,922 (29.5)	14,738	5.84
国	197,066 (21.9)	207,075 (22.9)	10,009	5.08
地方	55,118 (6.1)	59,847 (6.6)	4,729	8.57
III 他の収入	99,684 (11.1)	75,724 (8.4)	△ 23,961	△ 24.04
資産収入	64,976 (7.2)	43,464 (4.8)	△ 21,512	△ 33.11
その他	34,708 (3.8)	32,259 (3.6)	△ 2,449	△ 7.06

注) 括弧内は構成割合(%)、公表資料の表7に該当。

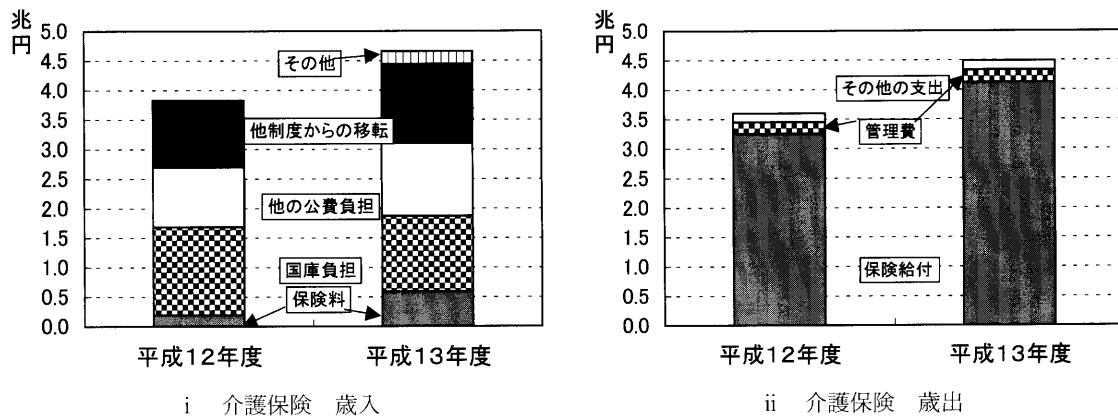


図1 介護保険歳入と歳出の構造(平成12・13年度実績)

2 収入について

図1-iは、「介護保険」の収入構造である。この図の中の「保険料」には、第1号被保険者の保険料のみが含まれている。第1号被保険者の保険料収入が対前年比で約4,000億円増加しているが、これは介護保険制度導入時に実施された経過措置(平成12年4月から6ヵ月間の保険料全額免除、同年10月から1年間の半額免除)の影響により、年額ベースで本来の徴収額の1/4に抑えられていた12年度の保険料収入が、13年度には3倍の3/4となったものである³⁾。

同図のなかで「他制度からの移転」⁴⁾と示されているのが、第2号被保険者(40歳以上65歳未満医療保険加入者)の負担する保険料である。介護保険財源全体における保険料の割合は、同図の「保険料」と「他制度からの移転」を合わせたものとなる。その割合は12年度で34.7%、13年度で41.4%と増えてきている。

3 支出について

図1-iiは支出構造である。介護保険制度の保険給付は、平成13年度に(対前年度比で約8,700億円)増加し約4.1兆円になった。給付では現物給付の増加が著しく、約8,500億円増、対前年比67.1%の伸びとなった。これは、介護サービス利用の増加によるところが大きいと考えられ、例えば『介護保険事業状況報告(年報)』によると、介護報酬請求件数は、在宅サービス(福祉用具購

入費等の現金給付を除く)で約38%増(約3,696万件から約5,109万件)、施設サービスについては約16%増(約701万件から約815万件)となっている⁵⁾。

4 介護保険財政の状況について

介護保険制度では、サービスの利用料の1割を利用者が負担し、残り9割のサービス給付を「保険料」と「公費(税金)」で、それぞれ50%ずつまかなうこととなっている。給付費データにおける「保険料」負担の流れを追うことで、介護保険財政の状況を概観する。

図1-iの通り、第1号被保険者の保険料は、介護保険制度の保険料として計上されるが、第2号被保険者の分は各医療保険制度の拠出として制度ごとに計上され、介護納付金として社会保険診療報酬支払基金(以下「基金」という)に移転される。基金は、この介護納付金を介護給付費交付金として保険者へ交付し、これが給付費の整理上「他制度からの移転」として介護保険制度の歳入に計上される。(表4参照)

この流れを基金から見ると、収支決算における介護給付費納付金徴収額と介護給付費交付金交付額となる。表5には、基金年報よりその一部である決定額を示す。

表4と表5を比較すると、若干の齟齬が生じることがわかる。異なる費用統計であるために齟齬が生じることはあり得ることはあるが、以下の

表4 第2号被保険者負担の流れ：社会保障給付費より

各医療保険

	収入 拠出	支出			
		他制度への移転			
		平成12年度	平成13年度		
政府管掌健康保険		3,016億円	5,252億円		
組合管掌健康保険		2,847億円	3,705億円		
国民健康保険	保 険 料	4,388億円	4,962億円		
船員保険		15億円	54億円		
私立学校振興・共済事業団	(税)	81億円	92億円		
国家公務員共済組合		236億円	267億円		
地方公務員等共済組合		687億円	761億円		
	計	11,271億円	15,092億円		

介護保険

	収入	
	平成12年度	平成13年度
他制度からの移転 －支払基金交付金	11,243億円	13,390億円

表5 第2号被保険者負担の流れ：基金年報（社会保険診療報酬支払基金）より

	介護給付費納付金微収決定額		
	平成12年度	平成13年度	
政府管掌健康保険	3,927億円	4,340億円	
組合管掌健康保険	3,135億円	3,432億円	
国民健康保険	4,388億円	4,962億円	
船員保険	34億円	36億円	
私立学校振興・共済事業団			
国家公務員共済組合	1,004億円	1,119億円	
地方公務員等共済組合			
	計	12,489億円	13,889億円

介護給付費交付金決定額	
平成12年度	平成13年度
11,243億円	13,561億円

通り解釈することが可能である。

まず、給付費データの「他制度への移転」と基金年報の「介護給付費納付金微収決定額」の齟齬は、政府管掌健康保険、船員保険及び一部の組合管掌健康保険において、平成12年度微収決定額全額については当該年度内に支払いが完了せず、納付猶予が行われたために生じているものと考えられ、例えば「12年度+13年度」でそれぞれのデータを見ると齟齬は生じていない⁶⁾。

次に給付費データの介護保険制度における「他制度からの移転」と基金年報の「介護給付費交付金決定額」を比較すると、平成12年度の交付金は表4と表5で等しく計上されているが、13年度は給付費データの交付額が約170億円小さくなっている。これは、基金からの交付金の交付はまず概算払いを行われているという性質上、13年度以降の実際の移転額は基本的に前年度の精算分を含むものとなることが影響しているものと考

えられる。すなわち、12年度は予想よりはサービス利用が少なかった市町村が多い中、12年度の介護給付費交付金の確定に伴い生ずる返還分が発生し、13年度交付金決定額よりも実際の移転額が小さくなってしまった（返還分が交付決定額に「充当」された）と解釈できる⁷⁾。

最後に、支払基金は、介護給付費納付金と交付金の決定額の差を、事業費勘定における損益計算上の利益あるいは損失として処理している。基金年報によると、平成12年度は約1,246億円、13年度は約858億円の利益がでており、それぞれが積立金として整理されている⁸⁾。

平成13年度社会保障給付費の推計作業及びとりまとめは、勝又幸子・阿萬哲也・佐藤雅代が担当した。本資料に関する問い合わせは次で受ける。

国立社会保障・人口問題研究所 総合企画部
第3室 03-3595-2985 (総合企画部直通) 又は
sougou@ipss.go.jp (総合企画部代表)

注

- 1) 訂正版公表は、平成 15 年 12 月 24 日。本編は訂正版の更新済み数値に基づいて作成されている。
- 2) 本文の表章で△は減少数(率)を表わす。
- 3) これらの経過措置の終了に伴い、国庫負担として計上される臨時特例交付金(円滑導入基金)が約 3,700 億円減少し、対前年度比 1/3 となつた。
- 4) 社会保険診療報酬支払基金交付金である。
- 5) ただし、平成 12 年度についてはデータの制約から 11 カ月分の請求件数。

6) なお、組合管掌健康保険については、「平成 12 年度 + 平成 13 年度」でみても齟齬が生じているが、これは、年度中に解散した健保組合があることによるものと思われる。

7) 「充当」によって精算を行うこととした市町村の中には、会計処理の違いにより当初決定した概算交付金の額を変更しない(充当に係る額と同額を歳出の「諸支出金」で支出し、歳入の「支払基金交付金」で受け入れる公金振替処理を行うこと)場合もあるため、基金年報における平成 13 年度交付金交付決定額から充当額を差し引いても支払基金交付金とは厳密には一致しない。

8) なお、14 年度には積立金すべてが取り崩されて事業費勘定における受入金に充てられている。

(かつまた・ゆきこ 総合企画部第3室長)

(あまん・てつや 総合企画部第1室長)

(さとう・まさよ 総合企画部研究員)